

【表紙】

【発行登録番号】 19 - 関東 9
【提出書類】 発行登録書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成19年 1月29日
【会社名】 株式会社みずほコーポレート銀行
【英訳名】 Mizuho Corporate Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】 取締役頭取 齋藤 宏
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】 東京 03(3214)1111(大代表)
財務・主計グループ統括役員付コーポレートオフィサー
【事務連絡者氏名】 湊 信昭
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】 東京 03(3214)1111(大代表)
財務・主計グループ統括役員付コーポレートオフィサー
【事務連絡者氏名】 湊 信昭
【発行登録の対象とした募集有価証券社債
の種類】
【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成19年
2月6日)から2年を経過する日(平成21年2月5日)
【発行予定額】 2,000,000百万円
【安定操作に関する事項】 該当事項なし
【縦覧に供する場所】 証券取引法の規定による備置場所はありません

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

[社債管理者を設置しない場合]

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

社債管理者を設置しない場合において、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があり、「劣後特約が付されている場合」の個別社債には、「期限付劣後債」と「永久劣後債」があります。

1【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

銘柄	株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額 (円)	未定
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1. 利息の計算期間 未定 2. 利息の支払場所 別記((注)「11. 元利金の支払い」)記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1. 償還金額 未定 2. 償還の方法および期限 未定 3. 償還元金の支払場所 別記((注)「11. 元利金の支払い」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定

払込期日	未定
振替機関・登録機関	振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	個別社債には物上担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当行は、当行が国内で既に発行した、または当行が国内で今後発行する、みずほコーポレート銀行債券を除く他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、個別社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本欄および以下において「みずほコーポレート銀行債券」とは、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年7月26日法律第87号）による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年6月1日法律第86号）（以下合併転換法という。）第17条の2に基づき発行された、または同改正後の合併転換法第8条に基づき今後発行される、い号みずほコーポレート銀行債券、みずほコーポレート銀行債券（3年）、みずほコーポレート銀行債券（2年）および長期信用銀行法（昭和27年6月12日法律第187条）第8条に基づき発行された、い号興業債券を指すものとする。
財務上の特約（その他の条項）	個別社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
取得格付	未定

（注）

1. 社債等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

2. 同一種類の社債

当行は、個別社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することがある。

3. 社債管理者の不設置

(1) 個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

(2) 個別社債に関し、財務代理人は設置しない。

4. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を当行が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各個別社債について期限の利益を喪失する。ただし、当行が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が治癒された場合は、その限りではない。

当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

当行が個別社債以外の社債（みずほコーポレート銀行債券を含む。）または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。

当行以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。

(2) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、個別社債総額について直ちに期限の利益を喪失する。

当行が破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当行が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算の開始命令を受けたとき。

(3) 本項第(1)号に規定する事由が発生した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。

(4) 本項第(1)号の規定により期限の利益を喪失した各個別社債の各社債の金額の合計が10億円を超えた場合、または100億円の整数倍の金額を超えた場合には、当行は直ちにその旨を公告する。

(5) 本項第(2)号の規定により個別社債について期限の利益を喪失した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。

(6) 期限の利益を喪失した個別社債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実に支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本および期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払いがなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

(1) 個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

(2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた上記(1)の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 個別社債および個別社債と同一の種類（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

- (1) 本（注）6に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払い

個別社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関・登録機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【新規発行社債（期限付劣後債）】

銘柄	株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定
各社債の金額（円）	金 1 億円
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（％）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1．利息の計算期間 未定 2．利息の支払場所 別記（（注）「12．元利金の支払い」）記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1．償還金額 未定 2．償還の方法および期限 未定 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「12．元利金の支払い」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関・登録機関	振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
担保	個別社債には物上担保および保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	個別社債には財務上の特約は付されていない。
取得格付	未定

（注）

1．社債等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

2. 同一種類の社債

当行は、個別社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することがある。

3. 社債管理者の不設置

(1) 個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、または個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

(2) 個別社債に関し、財務代理人は設置しない。

4. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当行は、個別社債につきいかなる場合といえども期限の利益を喪失しない。

6. 劣後特約

(1) 個別社債の償還および利息の支払いは、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、（ ）個別社債に基づく債権、（ ）本(1) 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本(1) を除き本(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および（ ）個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、（ ）個別社債に基づく債権、（ ）本(1) 乃至 と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本(1) を除き本(1) と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1) 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）および（ ）個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

個別社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画

取消の決定が確定したときは、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に溯って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、()個別社債に基づく債権、()本(1)乃至と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(1)を除き本(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(1)乃至に準じて行われる場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(1)乃至に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、()個別社債に基づく債権、()上記(1)乃至と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、上記(1)を除き上記(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、上記(1)乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)および()個別社債に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払いの禁止

個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、上記(1)乃至に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、上記(1)乃至にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、個別社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 上記(1)の規定により、当行について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における個別社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 社債権者に通知する場合の公告の方法

(1) 個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行定款所定の新聞紙並びに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

(2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、電

子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 社債要項の公示

当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 社債要項の変更

(1) 個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）6（2）の規定に反しない範囲で、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた上記（1）の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

10. 社債権者集会に関する事項

(1) 個別社債および個別社債と同一の種類（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）7に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当行に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

11. 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

(1) 本（注）7に定める公告に関する費用

(2) 本（注）10に定める社債権者集会に関する費用

12. 元利金の支払い

個別社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関・登録機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

3【新規発行社債（永久劣後債）】

未定

4【社債の引受けおよび社債管理の委託】

個別社債を募集により取得させるに当たり、その主たる引受証券会社は、次の者を予定しています。また、以下に記載するもの以外については、その都度「発行登録追補書類」に記載します。

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	未定
計	-	未定	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

[社債管理者を設置する場合]

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

長期的投資資金および一般運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第4期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日） 平成18年6月29日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第5期中（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日） 平成18年12月27日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成19年1月29日）までに、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第15号の3の規定に基づく臨時報告書を平成19年1月16日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1有価証券報告書の訂正報告書）を平成18年8月8日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書（第4期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本発行登録書提出日（平成19年1月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、参照書類としての有価証券報告書（第4期事業年度）には将来に関する事項が記載されていますが、そのうち「対処すべき課題」において記載されている将来に関する事項については、本発行登録書提出日（平成19年1月29日）までの間に、次のとおり変更しております。なお、変更箇所は_で示しております。また、当該有価証券報告書のその他の部分に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日（平成19年1月29日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

「対処すべき課題」

当グループは、平成17年4月に策定した事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』の基本コンセプトであるお客さまの支持獲得のために、同プランの着実な推進を通じて、本格的な収益増強と安定的な財務基盤を実現すると同時に、内部管理態勢の一層の強化を通じて、より強固な経営体制の構築を目指してまいります。

当行は、お客さまのニーズに世界水準のサービスでお応えし得るグローバル化を推進し、貸出のみならず高度な金融商品を提供し続けるコーポレートバンキング業務を展開しつつ、グループ各社の機能を総動員してサービスの強化を図ってまいります。お客さまのグローバルなニーズにお応えすべく整備した組織体制により、拡大を

続ける国内シンジケートローン（協調融資）市場の投資家向けに海外案件を組成するなど、国内外の枠を越えたビジネスを強気に展開してまいります。さらに、海外拠点ネットワークの一層の充実を進め、グローバルトップバンクを目指してまいります。

コーポレートマネジメント戦略といたしましては、当グループは平成18年11月8日に実施いたしました株式会社みずほフィナンシャルグループのニューヨーク証券取引所への上場に加え、社会的責任活動の推進及びブランド戦略強化に引き続き取り組んでまいります。

当グループは、ニューヨーク証券取引所への上場に向け、コーポレートガバナンスの透明性確保と投資家の皆さまからの信頼を高めるために、日本基準での開示に加え、国際標準の一つとされる米国会計基準に則した情報開示を行う体制を整えるとともに、国際的に最も厳格な米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の構築を進めてまいりました。今後とも開示体制及び内部統制の一層の強化に取り組んでまいります。

CSR（企業の社会的責任）の推進につきましては、社会と共生して発展していくための重要なテーマとして、環境への取組、金融教育の支援、ガバナンスの高度化、高感度コミュニケーションの実現、グループ統一の取組の推進、の五つに重点的に取り組んでまいります。特に、金融教育の支援につきましては、幅広く初等・中等・高等教育において適切な貢献を行ってまいります。具体的には、初等・中等教育に関する東京学芸大学との共同研究を進め、広く社会にこの成果を還元していくとともに、大学への金融関連寄付講座・講義の設置を通じて、高等教育分野における支援を実施してまいります。そして、これまで以上にさまざまな面でお客さまや株主の皆さまをはじめ地域社会、取引企業、行政などステークホルダーの皆さまとの対話を行い、当グループの経営資源をフルに活用し、社会・環境を含む分野横断的な問題の解決に向けたソリューションを提供してまいります。

ブランド戦略強化につきましては、ブランドスローガン『Channel to Discovery』の更なる浸透を図りつつ、当グループ全役職員が「躍動的な、オープンな、先見性のある」という当グループの強みと課題を表した三つのキーワードを共有・実践することで、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指してまいります。

さらに、当グループは、情報管理の重要性の高まりに対応して整備した関連規程や担当組織等のグループ経営管理体制により、情報管理態勢の強化を一層推進してまいります。加えて、内部管理態勢の更なる強化の一環として、グループ役職員を挙げて法令遵守を徹底、強化する体制の整備や、情報開示に関する内部統制の強化を図ってまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、『“Channel to Discovery” Plan』を着実に推進し、競争力・収益力の強化を図ると同時に、社会的責任と公共的使命を果たすことにより、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほコーポレート銀行本店
（東京都千代田区丸の内一丁目3番3号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし